

## 行動計画

職員が、仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成22年4月1日から平成27年3月31日までの5年間

2. 内容

目標1 計画期間内に育児休業の取得状況を次の水準以上にする。  
男性職員…年に1人以上取得すること。

3. 対策

平成23年3月に開催される、法人の全体集会で、男性も育児休業を取得できることを、法人内での実績を踏まえ再度全職員に周知する。